

声 明

(統一教会の11月7日記者会見に対して)

2023(令和5)年11月9日

全国統一教会(世界平和統一家庭連合)被害対策弁護団

上記弁護団 弁護団長 弁護士 村越 進

同 副団長 弁護士 内田 信也

同 副団長 弁護士 吉岡 和弘

同 副団長 弁護士 紀藤 正樹

同 副団長 弁護士 塚田 裕二

同 副団長 弁護士 荻原 典子

同 副団長 弁護士 植田 勝博

同 副団長 弁護士 山田 延廣

同 副団長 弁護士 平田 広志

同 事務局長 弁護士 山口 広

外340名

1 本年11月7日、統一教会は記者会見を開き、その中で田中富廣会長は「お詫び」をした上で、元信者らに補償が必要になった場合の供託金として最大100億円を国に預けるとし、それに向けた法整備を政府に求めました。

また、当弁護団との交渉については、当弁護団が集団交渉という形にこだわり続け、統一教会側の回答を無視し続けているために交渉が滞っているとしました。

さらに、今後、解散命令の裁判が確定するまでは、海外送金によって教団の資産を海外に移転させることは全く考えておらず、現在、国会で議論されている財産保全の法整備の必要性も全くないと強調しました。

2 会見の中で田中会長は、「お詫び」は「謝罪」ではないと説明し、「被害者」という言葉の使用も避け、全ての責任を末端の信者に転嫁した上で教団の組織としての責任を否認しました。

今回の会見のこのような開き直った対応からしても、統一教会が被害者に真摯に向き合っておらず、加害者としての自覚を全く有しておらず、その反社会的な考え方を全く改めていないことが一層明らかになりました。

100億円という資金を用意でき、かつ真に被害者に対して「お詫び」する気持ちがあるのであれば、被害者側と話し合い、自ら解決策を提示するのが本来あるべき姿です。それにもかかわらず、いきなり政府に法整備を求めるということ自体が非常識であり、政府がこれを受けるはずもなく、被害者を無視した全く無責任かつ身勝手な対応というべきです。そのタイミングからしても、財産保全の法整備や解散命令逃れのための「自己保身」「パフォーマンス」であることが明らかであり、そのために政府に法整備まで求めることは、被害者のみならず政府や国会に対する冒瀆であるとさえ言えます。

なお、統一教会は、安倍晋三元首相銃撃事件以後、合計644件・約44億円の返金要請に応じたとしていますが、そのように主張するのであれば、合計で何件・いくら返金要請があったのか、どのような理由での返金要請であったのか、コンプライアンス宣言の前後かを含め損害の発生時期がいつだったのか、及び返金にあたってどのような合意をしているのかを全て明らかにすべきです。

3 当弁護団は、本年2月の第1次集団交渉申し入れ以降、被害者の早期救済の見地から統一教会に対して直接の話し合いを繰り返し求めてきました。

ところが、統一教会は、「せいぜい世間向けのパフォーマンスになる程度」として頑なにこれを拒否し、「当法人による『違法行為』や『組織的不法行為』などどこにも見当たらない」と言い捨て、所持している献金受領の記録も一切開示せず、過去の民事裁判例で既に統一教会の責任が確定している争点も含めて全て争うなどして極めて不誠実な対応を取り続けてきました。

やむなく、当弁護団は、裁判所の進行の下で適切な話し合いを行うべく集団調停を申し立てざるを得なかったのであり、交渉が滞っている原因はまさに統一教会側の不誠実な姿勢にあります。

4 このような統一教会の一連の不誠実な姿勢からしても、また、会見での説明内容に余りにも事実と反するものが多く欺瞞的と言わざるを得ないことや、韓国

の教団本部の送金指示への言及を避けていたことからしても、今後、教団の資産を海外に移転させないという田中会長の話も全く信用できません。統一教会は、韓国の教団本部や韓鶴子総裁からの送金指示があれば、結局、それに従うしかないのです。

- 5 当弁護団は、統一教会に対して、自らが生み出した被害とそれについての責任を正面から認め、全ての被害者に向き合い真摯に謝罪し、速やかに賠償するよう改めて強く求めます。

そして、統一教会は、100億円という資金を用意できるのであれば、それによる被害者の救済策を、政府に対してではなく、また将来の賠償の必要のためではなく、今現実に損害賠償を請求している被害者を代理する当弁護団に速やかに提案してください。

- 6 また、財産保全のための法整備の必要性は、今回の会見によってより一層明らかになったというべきです。

国会議員の皆様におかれましては党派を超えて協力し、今臨時国会において速やかに被害救済の実効性のある財産保全の法整備をしていただくよう改めて求めます。

以上